



佐賀県小児慢性特定疾病児童等 レスパイト訪問看護事業

「レスパイト訪問看護」とは、病気のお子さんのケアをされている家族が
ホッと一息できるよう看護師を自宅に派遣し、一時的に家族が行うケアを代行する支援です。

対象者：佐賀県に居住し、申請時点で佐賀県小児慢性特定疾病医療支給認定(小慢)を受け、
以下の①から④の全てに該当するお子さんを介護されているご家族

- ①小慢の人工呼吸器等装着認定または重症患者認定を受け、かつ医療機器等を使用している
- ②小慢で指定している訪問看護事業所を利用している
(ただし、利用している訪問看護事業所が当該事業を受託していること)
- ③医学的管理を必要とし、かつ病状が安定している
- ④事業の活用にあたり、主治医の同意が得られる



サービス内容

看護師がご自宅に訪問し、
小慢児童等の**医療的ケアと見守り**を行います
ご家族は自宅にいても、外出しても利用できます。
ご家族の休息や受診、きょうだい児とのかかわりの
時間等にご利用ください。

【例】

休憩・おひるね 受診・健診 きょうだい児の行事 買い物 美容室



(注)通常の医療保険による訪問看護の利用と異なり、入浴や外出を伴う介護
など訪問看護師を複数要する行為等はいりません。

利用について

利用期間

利用決定からその年度の
3月31日まで

利用時間

期間中、48時間まで
1時間単位で1日6時間まで
原則9～17時の間

定期的な訪問看護の利用
時間につなげて利用するこ
ともできます。

利用日時は訪問看護師と
調整してください。

利用料金

小慢医療受給者証の自己負担額の区分
による料金 (0円～250円/時間)

サービス利用時に直接、訪問看護師にお支払いください。

利用のご相談や 申込みは、最寄りの 保健福祉事務所まで

事業の概要と申請書は
こちらから。
申請書は各保健福祉
事務所にもあります。



お問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	☎:0952-30-2183	✉ chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
鳥栖保健福祉事務所	☎:0942-83-2172	✉ toshuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
唐津保健福祉事務所	☎:0955-73-4228	✉ karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
伊万里保健福祉事務所	☎:0955-23-5187	✉ imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp
杵藤保健福祉事務所	☎:0954-23-3174	✉ kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
佐賀県こども家庭課	☎:0952-25-7568	✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp